

## NPO法人ゆうアートプロデュース・トライアル実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、団体及び個人がプロデューサーとなり自主的・創造的に行う文化企画に対して、NPO法人ゆう（以下「法人」という。）が、企画をサポートする場合に必要な事項を定め、この企画の目的は以下のとおりである。

- ①砂川市地域交流センターゆうを市外道外へ広く認知されること。
- ②市民及び対象者のプロデュース能力を高めるとともに、砂川と他地域とのネットワーク作り。
- ③様々なジャンルを催し、市民に鑑賞の機会を提供すること。

### (トライアル審査委員会)

第2 本事業実施に当たり、法人の中に、別にトライアル審査委員会（以下、委員会）を設け、受理した対象申請を審査並びに助成額を決定する。

- 2 委員の構成は、法人関係者（副理事長、事務局長、各ゾーンチーフ理事、事務局）及び有識者をもって構成し、委員の中から審査委員長を選出する。
- 3 審査委員長は、委員会が定めた内容を理事会に報告する。

### (対象者)

第3 トライアルの対象となる個人及び団体は、市内外、年齢、経験を問わず、法人が認めたものとする。但し、次に掲げるものは対象外とする。

### (対象企画)

第4 トライアルの対象となる企画は、開催場所を砂川市地域交流センターゆうを基本とした次に掲げる文化芸術企画であること。

- (1) 音楽、演劇、舞踊等の舞台発表及び普及活動（ワークショップ、レクチャー等）
- (2) 美術、文芸、映像等の各種展示・文化発表及び普及活動（ワークショップ、レクチャー等）
- (3) その他、委員会が認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、以下に掲げるものは対象企画としないものとする。

- (1) 政治・宗教活動にかかわるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 市内サークル等の単独公演。

### (支援の方法)

第5 法人は次に掲げるものを支援する。

- (1) 施設利用料金の免除

（会場利用期間は、準備から片付けまでホール及び、研修室は3日間、交流スペースは2週間以内までとする。）

- (2) 企画に要する経費の一部助成。
- (3) 企画・実施等に関する助言及びこれに必要な技術職員等の補助。但し、通常と使用が著しく異なり費用のかかるものについては有料となる。

(助成金)

- 第6 法人が負担する額は、当該年度のトライアル企画書の範囲内とし、一つの申請の限度額は20万円とする。
- 2 助成金額の内定は、トライアル申請書(別紙様式1)により判断し、内定額はトライアル審査結果(別紙様式4)にて通知する。
  - 3 助成金額の確定は、トライアル事業完了報告書(別紙様式8)により判断し、確定額はトライアル事業完了承認書(別紙様式11)により通知する。
  - 4 対象経費は、出演料、ポスター、チラシ制作費を基本とし、その他、委員会で認めたものとする。

(申請)

- 第7 トライアルを希望する団体及び個人は、アートプロデュース・トライアル申請書(別紙様式1)に、次に掲げる書類を添付し、別に指定する期日までにNPO法人ゆう理事長(以下「理事長」という。)あてに提出する。
- (1) トライアル企画書(別紙様式2)
  - (2) トライアル企画収支予算書(別紙様式3)
  - (3) 団体の概要及び個人の身分を証明するもの
  - (4) その他参考資料

(トライアル決定及び通知)

- 第8 理事長は、第6の規定で受理した申請を委員会に付議し、承認の可否を決定する。
- 2 理事長は、承認の可否を決定したときは、申請者に対しトライアル審査結果(別紙様式4)により通知する。

(実施の条件)

- 第9 承認を受けた個人及び団体(以下「トライアル団体」という。)は、当該企画の円滑な推進を図るとともに、実施に当たっては、法人との連名による主催事業であることを、印刷物(ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等)に明示しなくてはならない。

(申請の取り下げ)

- 第10 第8の規定により承認を受けた後に、決定の内容について異議があるときは、決定の通知を受理した日から14日以内に、トライアル団体は、理事長に対し申請の取り下げを申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成の決定は無効とする。

(承認事項等)

- 第11 次に掲げる事項の一に該当する場合は、トライアル団体は、あらかじめ理事長の承認を受ける。
- (1) 企画の内容を変更しようとするとき。
  - (2) 共催事業を中止しようとするとき。
- ただし、(1)に規定する事項のうち軽微なものについては、報告をもってこれに代えることができる。

(変更承認申請等)

- 第12 トライアル団体は、第11の規定による承認を受けようとするときは、企画変更・中止申請書(別

紙様式 5) を理事長に速やかに提出する。

- 2 理事長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、申請の内容を審査し、変更の適否等について決定し、申請者に対し、企画変更・中止審査結果（別紙様式 6）により通知する。

（助成決定の変更）

第 13 企画のトライアルが決定した後に、天災その他やむを得ない事情により、トライアル企画の全部又は一部が実施できなくなった場合は、法人とトライアル団体とが協議のうえ、助成決定の取り消し、又はその決定内容を変更することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により決定を取り消す場合は、トライアル承認取消通知書（別紙様式 7）により通知し、決定内容の変更をする場合は、企画変更審査結果（別紙様式 6）により通知する。

（トライアル決定の取消し）

第 14 理事長は、トライアル決定をした後又は企画が終了した後に、トライアル団体が次に掲げる事項の一に該当したときは、トライアルの決定を取り消すことができる。

なお、決定を取り消す場合は、トライアル承認取消通知書（別紙様式 7）により通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段が発覚した時。
- (2) トライアル事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) この要綱及びトライアル事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき。
- (4) トライアル審査委員会が判断したとき。

- 2 助成金を受領した後で、トライアル決定を取り消されたときは、トライアル団体は、理事長が別に指定する期日までに当該助成金を全額返還しなければならない。

（トライアル事業の進捗状況報告）

第 15 理事長は、トライアル事業の円滑及び適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、トライアル団体に対し、トライアル事業の進捗状況に関する報告を求めることができる。

（完了報告）

第 16 トライアル団体は、トライアル事業終了後 2 週間以内に、トライアル事業完了報告書（別紙様式 8）に、次に掲げる書類を添付して理事長あて提出する。

- (1) トライアル事業実績書（別紙様式 9）
- (2) トライアル事業収支決算書（別紙様式 10）
- (3) 印刷物・写真等
- (4) トライアル事業完了アンケート
- (5) その他関係書類

- 2 理事長は、企画完了報告書の提出を受け、適当と認められるときは、トライアル事業完了承認書（別紙様式 11）により通知する。

（助成金の請求）

第 17 トライアル団体は、トライアル事業完了承認書の通知を受けたときは、速やかにトライアル助成金請求書（別紙様式 12）を理事長あて提出する。

(助成金の概算払)

第 18 理事長は、トライアル事業の円滑な実施のため必要と認められる場合は、申請に基づき助成金の概算払いをすることができるものとし、トライアル団体は、トライアル助成金概算払申請書（別紙様式 13）により理事長あて申請する。

2 理事長は、前項に規定する申請があったときは、トライアル団体の企画実施計画に基づき、実施時期にあわせて概算払いをする。

(助成金の返還)

第 19 助成金を受領した後で、トライアル決定を取り消されたときは、トライアル団体は、理事長が別に指定する期日までに当該助成金を全額返還する。

(その他)

第 20 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、理事長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。